

長浜市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第42号

長浜市契約規則の一部を改正する規則

長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2号を加える。

(4) 財務規則第70条第2項第1号に規定する経費に係る契約

(5) 訴訟委任等の期間に定めのない契約

第25条第1項の表を次のように改める。

契約の種類	予定価格
(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

第36条第1項第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 一般競争入札による業務委託契約又は物品調達契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。